第十二条第二項	前条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第一項
第十二条第三項	出納職員等	出納職員
第十六条第一項	予算執行職員	予算執行職員（緊急措置法第八条第五項の規定により読み替えて適用する予算執行職員法第二条第一項に規定する予算執行職員をいう。以下同じ。）の規定により、予算執行職員
第十七条第一項	（同法第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、予算執行職員又はその上司（以下この節において「予算執行職員等」という。）	予算執行職員等の任命権者及び予算執行職員等
第十七条第二項	前条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第一項
第十七条第三項	予算執行職員等	予算執行職員
	第一項の規定	規則第三条の規定により読み替えて適用する第一項の規定
	予算執行職員等	予算執行職員
	第十七条第三項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第三項
	第十七条第一項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項
第二十二条第二項	第一条から第三条まで、第五条、第十条（第十二条第三項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項、第十七条第一項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第十九条第一項及び第二項	規則第三条の規定により読み替えて適用する第十条、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第一項、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十二条第三項において準用する第十条、規則第三条の規定により読み替えて適用する第十七条第一項、第十九条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する第十七条第一項
第二十三条第一項	前条	規則第三条の規定により読み替えて適用する前条第二項
	申請等又は処分通知等	処分通知等
	事項を申請等をする者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力し、又は	事項を

電子計算機から入力して	電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）から入力して
ならない。ただし、請求を行う者が、電子計算機から入力することに代えて、添付すべきこととされている書類等を提出することを妨げない	ならない

附　則

この規則は、緊急措置法の施行の日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百十七号

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成二十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき、次に掲げる市町村を指定市町村として指定する。

平成二十三年九月十六日

総務大臣　川端　達夫

福島県

いわき市　田村市　南相馬市

川俣町　広野町　楢葉町　富岡町　大熊町

双葉町　浪江町

川内村　葛尾村　飯舘村

○法務省告示第四百三十五号

信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十九年政令第三百二号）第一項（同令第四項において準用する場合を含む。）の規定により、同令第一項の事務を次のように指定する。

平成二十三年九月十六日

登記所	事務	指定の効力が生ずる日
東京法務局新宿出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日
東京法務局墨田出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日
さいたま地方法務局飯能出張所	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日
水戸地方法務局龍ケ崎支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日
宇都宮地方法務局栃木支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日
宇都宮地方法務局日光支局	地図、建物所在図、地図に準ずる図面、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図の内容を証明した書類の交付に係る事務	平成二十三年十月三日